

# 第五回 國会 地方行政委員会議録 第十八号

(三四九)

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午前十一時五十四分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理賃川本 末治君 理事菅君 喜六君

理賃福田 篤泰君 理事藤田 義光君

理事立花 敏男君 理事圖司 安正君

生田 和平君 大泉 寛二君

大内 一郎君 河原伊三郎君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

井手 一太郎君 小平 忠君

龍野喜一郎君 門司 亮君

千葉 三郎君 谷口善太郎君

清水 邑平君 野村專太郎君

衆議院議員及び參議院議員選舉法の一部改正に関する請願(米澤滿亮君紹介)(第一一〇五号)	地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七九号)
地方自治法附則第二條の改正に関する請願(岡延右二門君外一名紹介)	地方自治に関する件
農業事業税撤廃等に関する請願(武藤嘉一君紹介)(第一一二五号)	請願
消防組織法の一部改正に関する請願(田嶋好文君紹介)(第一一八九号)	一 町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願外一件(塙田賀四郎君紹介)(第二七三号)
吹田市の公衆浴場建設事業費起債認可の請願(浅香忠雄君外三名紹介)	二 果実に対する引取税設定反対の請願(北村徳太郎君紹介)(第三一号)
(第一一九三号)	三 市町村財政確立に関する請願(山本猛夫君紹介)(第三四〇号)
吹田市の公衆浴場建設事業費起債認可の請願(浅香忠雄君外三名紹介)	四 果実に対する引取税設定反対の請願(宮崎晴君紹介)(第三五二号)
(第一一九四号)	五 在日本朝鮮連盟機関に対する國庫方稅免除の請願(高田富之君紹介)
吹田市役員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(浅香忠雄君外三名紹介)	六 町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(塙田賀四郎君紹介)(第三九九号)
(第一一九五号)	七 韶馬法の一部改正等に関する請願(第三五六号)
吹田市役員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(浅香忠雄君外三名紹介)	八 全國選舉管理委員会法の一部改正に関する請願(吉川久衛君紹介)
(第一一九六号)	九 選舉管理委員会の権限に関する請願(生田和平君紹介)(第四〇三号)
吹田市役員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(浅香忠雄君外三名紹介)	一〇 中島委員長 これより会議を開きます
(第一一九七号)	本日の会議に付した事件
内閣提出第一七九号)の審査を本委員会に付託された。	○中島委員長 これより会議を開きます
都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案(内閣提出第一六三号)	○中島委員長 これより会議を開きます
國東地方の財政確立に関する請願(谷口善太郎君外二名紹介)(第一一〇四号)	○中島委員長 これより会議を開きます
町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(高倉定助君紹介)(第一一〇七六号)	○中島委員長 これより会議を開きます

いと思うのですが、いかがでしよう

か。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 それでは、まず木日の

日程中、都道府縣の所有に属する警察用財產等の処理に関する法律案、内閣提出第一〇三号を議題に供します。本

法案につきましては、去る四月二十七日當委員会において、その提案理由の説明を聽取いたるものであります。

法案につきましては、去る四月二十七日當委員会において、その提案理由の説明を聽取いたるものであります。

○立花委員 このいただいた資料の最後のところに、都道府縣の所有に属する財產、物品で、自治体警察へ譲渡されるものとの数量、金額ともに不明であるといふことがあるのですが、私たち

が問題にいたしたいと思いますのは、

自治体の方へ幾ら行つて、それから國家の方へ幾らく行くのかというそのわけ

方がわからないので、非常に私たち疑問を持つております。ここに

ないというのであれば、この問題は非常にあいまいで、一方的に國家に参りますものだけを私たち審議いたしまし

ても、自治体警察が必要なもの、自治体の警察と國家警察と同居しておると

ころがあると思いますので、こういう問題に關して、もう一度政府委員の方から御説明願いたいと思ひます。

○柏村政府委員 ただいまの立花委員

の御質問にお答えいたします。実は昨年三月七日に施行になりました警察法

の附則の九條に「國家地方警察に不必

要なものは、市町村警察に必要な場合

は、無償でこれを当該市町村に譲與するものとする」という規定がございま

す。これに基きまして一應優先的に國

家地方警察に必要なものは留保しまし

て、不必要的もので市町村警察に必要

なものを無償で譲渡するということがあつたわけであります。なおこれにつ

いても、この前御要求もありました

し、その前からも私ども地方に照会は

いたしておるのであります。これに

ついてはつきりした資料というものが手元に提出されておらないのであります。

しかし、この問題は、先ほども申

し上げましたように、昨年の警察法の制定の際に確定いたしておるというふ

うな考え方で、この際の準備としては、

私は最も用意いたすことができなかつたわけであります。御了承願います。

○立花委員 いわゆる國家優先的に

國家警察に不要なものは地方警察に

やるという建前なんですが、実際の上

ではそうしやすく定規に参らなくて

この場合お出しになつてある資料で、

りりますし、また配分の方針がはつきりしていないものがあると思うのです。



あります。こういう面は一体当局はどういうふうにお考えになつておるか。

第三條の規定のこのままの姿で移管してしまいますと、そういう不都合がな

お起りはしないかといふことが非常に懸念されるのであります、その点をもう少し詳しく御説明願いたい。

○柏村政府委員 警察通信施設につきましては、警察法制定当時におきまし

ては、國家地方警察で使うもの、また

国家地方警察と自治体警察とをつなぐ、

ものは、全部國家地方警察において維

持管理する。自治体警察の本部と自治

体警察の組織内における末端とのつな

がりについてだけは、自治体警察にお

いて維持管理するという建前になつて

おつたのであります。その後各般の

情勢からいたしまして、原則として屋

内施設以外は、これを通信省に移管し

て、いわゆる警察電話以外のものを含

めました通信施設の一貫的な運営を

することが、自治体の面からいつつも

技術の面からいつつも効率的であ

るという見解からいたしまして、通信

省にこれを移管するという方針が決定

されたわけであります。従いましてた

だいま門司委員の御指摘のように、そ

の維持管理という面について通信省で

ほどのものと一緒にやつておる点はあ

るのであります。しかししながら特殊

な自治体で、特に小さな自治体に対する

不都合が起つて来るおそれはあります

けれども、今御指摘のような大都市等

におきましては、大体從來通りの経路

によつて通信が維持できるわけであり

ます。ただ線路の維持補修という点が

通信省に移管された。それで國家警察

がこれを維持管理しておると、通信

省が維持管理しておると、どちらが

効率的であるかという問題が起ると思

いますが、しかしこの点につきまして

はいろいろ議論もあるのであります。

これは経験からいたしまして、事実上一年間の経験からいたしま

して、長距離につきましては、相当

関係方面的協力をありまして改善の

あとがあるようあります。これは経

験からいたしまして、原則として屋

内施設とも関連する問題であります

ので、ただちに見通しを申し上げるわ

けにも行きませんが、根本の考え方は

警察通信のみならず、全体の通信施設

について、技術と、資材と、資金を一

元的にやるということが効率的である

といふ見解から出ておる方針なんであ

ります。その点御了承願いたいと思

います。

○門司委員 一應説明は承りました

が、なおお聞きしておきたいと思いま

すことは、そなつて参りました場合

に、私は維持管理の問題と通信の迅速

を期する問題とは、別の角度からこれ

を考えていただきたいと考えておるの

であります。それで、その点について

理に便利であるからそれにする。いわ

ゆる通信事務を通信省に持つて行くと

いうようなことでなくて、実際面から

あります。それで、その点について

は専用線といふものは、やはり必要なだ

けは確保する。そうしてそれについて

は特別に専用料を拂うということにい

ります。今回の改正におきましても、

全部これを一般の線と一緒にしてしま

うということではなく、警察のための

専用線といふものは、やはり必要なだ

けは確保する。そうしてそれについて

は建物といふ意味だと思いますが、そ

は現に警察が使つておる土地あるいは

建物といふ意味だと思いますが、そ

う解釈していいですか。

○柏村政府委員 この第一項第二項と

第三項の規定では、これが多分第一

項の方は、警察法が施行された當時警

察用の建物として、財産として利用さ

れていたものであり、第二項はそうで

なく、警察のものではなかつたのだ

が、現に警察が使つておる土地あるい

は建物といふ意味だと思いますが、そ

て、これは第一項の例外として考えた

わけあります。

○谷口委員 そうしますとたとえば

つて警察官舍でなかつた建物を、警察

が使つているというような実情は全國

にないのでござりますか。たとえばま

た土地を警察がかつて使つていた土地

ではないが、現在は土地その他の不十

まことに敬意を表する次第であります

まことに敬意を表する次第であります

ます。しかしながらこの有線施設以外に

現在無線施設を設けておりまして、こ

と保しまして、屋外線はすべて原則とし

て、通信省に移管されるわけでありま

す。したがってこの有線施設以外に

設等の特殊なものを國家地方警察に留

めます。したがってこの有線施設以外に



委員が見えておりませんから意見もあ  
るかと思いますが、國の機能が地方に

移つて行く、たとえば病院が國營のも  
うのような場合には、やはり無償で縣に

移つて行くといふになるべきもの  
じやないかと考えております。

○中島委員長　本案に対する質疑は大  
体においてこの辺で終了しまして、こ  
の次の定期日十一日に本案を決定いた  
したいと思います。なお決定前に質疑  
を許します。

暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

○中島委員長　午前に引き続き会議を開  
きます。

地方税法の一部を改正する法律案を  
議題に供するつもりであります。

まだ政府委員が見えませんから、便宜  
この際請願の審査に入りたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長　御異議なければさよう  
に決します。

それでは日程第一より第七までは紹  
介議員がお見えになつておらぬようで  
ありますから、これはあともわしにい  
たしまして、八と九は同じ内容であり  
ますから、合併して議題に供します。

日程第八、全國選舉管理委員会法の一  
部改正に関する請願、文書表第四〇三  
号、日程第九、選舉管理委員会の権限  
に関する請願、文書表第四四〇号、い  
ずれも生田和平君が紹介議員になつて  
おりますが、同君は本日税制審議会で  
内閣の方出席するために、やむを得

ず欠席しておりますから、文書表を朗  
読いたします。

〔専門調査員朗説〕

全國選舉管理委員会法の一部改正に關  
する請願

本請願の要旨は、選舉、投票及び國  
民審査に關する事務及びこれに伴う  
予算の要求並びにこれが制度に關する  
事項等については、直接執行に當る  
全國選舉管理委員會が都道府縣及び  
五大都市の特殊性を深く認識し、その  
実情に則した処置を取らなければなら  
ないと信する、ついては、全國選舉管  
理委員会委員に都道府縣及び五大都市  
選舉管理委員会委員中から各々一名程  
度選出されたいというのである。

○中島委員長　四四〇号の朗説は省略  
いたします。この請願に対して、政府  
当局の御意見を伺いたいと思います。

○吉岡政府委員　全國選舉管理委員會  
の組織の中へ、都道府縣あるいは市  
選舉管理委員會の方を加えるようにと  
いうただいまの請願であります。全国  
選舉管理委員會が、都道府縣あるいは  
市町村の選舉管理委員會の事務の執行  
その他についてよく知つていてるという  
ことの趣旨は、私ども異存はないので

○中島委員長　本案を採択いたし、内  
閣に送付することに御異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長　御異議がなければさよ  
に決意いたします。その他の請願は  
二通りの考え方です。両方とも全國選  
舉管理委員會に都道府縣あるいは市町  
村の選舉管理委員會の事務を反映させ  
る目的は達成得ると思います。もしや  
めてから全國選舉管理委員會の委員に  
なるということであれば、現在の法制  
でも、もし國會において議決をする場  
合に、こういう方を推薦すればいいの  
であります。運用でもそういう目的は  
ございまして、さしあたりは私どもの  
方としては、そういうふうに法制をか  
えるということは考えておりません  
が、われくとしてでは都道府縣あるい  
は市町村の選舉管理委員會の実情が、  
全国選舉管理委員會の中に反映するよ  
うにはかつて行きたいという考えであ  
ります。

○野村委員　請願者の請願の要旨を拜  
見し、また政府側からの所見を伺つた  
のでですが、何と言つても選舉の実体に  
精通をし、体験を持つておる者は、都  
道府縣並びに五大都市の今後の選舉管  
理委員の人たちが、実際を通じて一番選  
れることがあるのではないかと認めるとき  
は、これを停止しない。但し、道  
府縣知事又は市町村長は、職權に  
より又は関係人の請求により必要  
な場合に於ける場合は、これを行  
うことができる。

○中島委員長　本請願を採択いたし、内  
閣に送付することに御異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長　御異議がなければさよ  
に決意いたします。その他の請願は  
二通りの考え方です。両方とも全國選  
舉管理委員會に都道府縣あるいは市町  
村の選舉管理委員會の事務を反映させ  
る目的は達成得ると思います。もしや  
めてから全國選舉管理委員會の委員に  
なるということであれば、現在の法制  
でも、もし國會において議決をする場  
合に、こういう方を推薦すればいいの  
であります。運用でもそういう目的は  
ございまして、さしあたりは私どもの  
方としては、そういうふうに法制をか  
えるということは考えておりません  
が、われくとしてでは都道府縣あるい  
は市町村の選舉管理委員會の実情が、  
全国選舉管理委員會の中に反映するよ  
うにはかつて行きたいという考えであ  
ります。

○野村委員　請願者の請願の要旨を拜  
見し、また政府側からの所見を伺つた  
のでですが、何と言つても選舉の実体に  
精通をし、体験を持つておる者は、都  
道府縣並びに五大都市の今後の選舉管  
理委員の人たちが、実際を通じて一番選  
れることがあるのではないかと認めるとき  
は、これを停止しない。但し、道  
府縣知事又は市町村長は、職權に  
より又は関係人の請求により必要  
な場合に於ける場合は、これを行  
うことができる。

○中島委員長　本請願を採択いたし、内  
閣に送付することに御異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長　御異議がなければさよ  
に決意いたします。その他の請願は  
二通りの考え方です。両方とも全國選  
舉管理委員會に都道府縣あるいは市町  
村の選舉管理委員會の事務を反映させ  
る目的は達成得ると思います。もしや  
めてから全國選舉管理委員會の委員に  
なるということであれば、現在の法制  
でも、もし國會において議決をする場  
合に、こういう方を推薦すればいいの  
であります。運用でもそういう目的は  
ございまして、さしあたりは私どもの  
方としては、そういうふうに法制をか  
えるということは考えておりません  
が、われくとしてでは都道府縣あるい  
は市町村の選舉管理委員會の実情が、  
全国選舉管理委員會の中に反映するよ  
うにはかつて行きたいという考えであ  
ります。

○野村委員　請願者の請願の要旨を拜  
見し、また政府側からの所見を伺つた  
のでですが、何と言つても選舉の実体に  
精通をし、体験を持つておる者は、都  
道府縣並びに五大都市の今後の選舉管  
理委員の人たちが、実際を通じて一番選  
れることがあるのではないかと認めるとき  
は、これを停止しない。但し、道  
府縣知事又は市町村長は、職權に  
より又は関係人の請求により必要  
な場合に於ける場合は、これを行  
うことができる。

○中島委員長　本請願を採択いたし、内  
閣に送付することに御異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長　御異議がなければさよ  
に決意いたします。その他の請願は  
二通りの考え方です。両方とも全國選  
舉管理委員會に都道府縣あるいは市町  
村の選舉管理委員會の事務を反映させ  
る目的は達成得ると思います。もしや  
めてから全國選舉管理委員會の委員に  
なるということであれば、現在の法制  
でも、もし國會において議決をする場  
合に、こういう方を推薦すればいいの  
であります。運用でもそういう目的は  
ございまして、さしあたりは私どもの  
方としては、そういうふうに法制をか  
えるということは考えておりません  
が、われくとしてでは都道府縣あるい  
は市町村の選舉管理委員會の実情が、  
全国選舉管理委員會の中に反映するよ  
うにはかつて行きたいという考えであ  
ります。

○野村委員　請願者の請願の要旨を拜  
見し、また政府側からの所見を伺つた  
のでですが、何と言つても選舉の実体に  
精通をし、体験を持つておる者は、都  
道府縣並びに五大都市の今後の選舉管  
理委員の人たちが、実際を通じて一番選  
れることがあるのではないかと認めるとき  
は、これを停止しない。但し、道  
府縣知事又は市町村長は、職權に  
より又は関係人の請求により必要  
な場合に於ける場合は、これを行  
うことができる。

○中島委員長　本請願を採択いたし、内  
閣に送付することに御異議ありません  
か。

税並びに遊興飲食税割を並びにこ  
れらの附加税に改め、同條第十五  
号中「農業共済組合」の下に「農業  
共済保險組合」を加え、第十三号の  
次に次の二号を加える。

第十三条第二項中「道府縣知事又

は」を削る。

第十九條中「市町村長又は」を削る。

第三十一條第一項中「受けた日」の  
下に「年税又は期税で納額を分けた日」  
又は徵稅傳令書の交付を受けた日」を  
加え、同項に次の但書を加える。

但し、第五十一條の規定による  
木村國務大臣が御出席になりましたが、  
便宜日程を変更いたしたいと思  
ます。地方税法の一部を改正する法律  
案を議題としたいたいと思ひます。御  
異議ありませんか。

○中島委員長　お詫びいたしますが、  
木村國務大臣が御出席になりましたが、  
便宜日程を変更いたしたいと思  
いますから、次の會議に延期いたしま  
す。

金を徴収するときは、この限りでない。

第二十三條第二項中「市町村長文は」を削る。

第二十四條を次のように改める。

**第十四條 削除**

第二十六條第二項及び第三項を次のように改める。

地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、地方税に先だつて、これを徴収する。

3 納税者の財産上の質権又は抵当権を有する者が、その質権又は抵当権が地方税の納期限より一年前に設定されたことを公正証書で証明したときは、その財産の価額を限度として、当該質権又は抵当が担保する債権に対して地方税を先取しない。

(時効)  
第二十六條の二 地方團体の徴収の徵収を目的とする地方團体の権利は、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。

2 附加税又は都市計画税たる市町村税のうち、本税の課税標準が決定しなければ賦課することができないものの時効は、その課税標準決定の日から進行する。

3 この法律の規定による地方税納入の告知(徵稅令書、徵稅傳令書、納期限変更告知書又は督促状の交付をいふ。)は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第二十七條第二項を次のように改める。

前項の規定により納期前に税金を徴収しようとするときは、道府県徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、納期限変更告知書を差ししなければならない。  
同條に次の二項を加える。  
3 第一項第一号から第三号まで及び第五号の場合において徴収すべき地方税は、これらの場合における國稅及び地方稅以外の公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、これらを先だつて、これを徴収する。

4 地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項第一号から第三号まで及び第五号の場合における國稅及び地方稅以外の公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費、強制執行の費用、破産手続上の費用並びに競賣費用に先だつて、これを徴収しない。

5 地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項第一号から第五号までの場合は、この規定による處分は、日出で、これを除く外、道府縣が発行する証紙をもつて拂い込ませなければならない。

6 同條同項第五号中「遊興飲食税割」第六号中「入湯稅割」及び第七号中「廣告稅割」を削る。

7 同條同項第五号中「(但書を除く。)」を加える。

8 第四十五條の次に第三款として次の二款を加える。

9 第三款 滞納処分  
(財產差押)  
第十條の二 左に掲げる場合に方團体の徵收金に改める。  
第三十三條及び第三十四條中「支給は、道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、納税者の財産を差押されなければならぬ。」に、第三十五條中「若しくは事業所」を「事業所若しくは事業所に、及び事業所及び業務所」に改める。

第三十六條第一項第五号中「電話加入權稅割」を削り、「電話加入權稅」に、「電話加入權稅附附加稅」を「電話稅附附加稅」に改め、第七号中「遊興飲食稅割」第八号中「入湯稅割」第九号中「音稅割」及び

第十号中「廣告稅割」を削る。

(証票の呈示)  
第四十一条中「廣告稅割」を削る。

第四十一條中「道府縣知事若しくは」及び「市町村長若しくは」を削る。

第四十三條中「第二十四條」を第二十五條に、「及び第三十二條」を

「第三十二條及び第三十三條」に改める。

第四十四條第一項本文に次の但書を加える。

但し入場稅については、條例で定める場合を除く外、道府縣が発行する証紙をもつて拂い込ませなければならない。

同條同項第五号中「遊興飲食税割」第六号中「入湯稅割」及び第七号中「廣告稅割」を削る。

同條第二項中「前項」の下に「(但書を除く。)」を加える。

第四十五條第一項中「道府縣知事若しくは」及び「市町村長若しくは」を削る。

同條第二項中「前項」の下に「(但書を除く。)」を加える。

ようとするときは、滞納者の家屋、倉庫等を捜索し、又は鍵をはずし、封を開きその他捜索に必要な処分をすることができる。滞納者の財産を占有する第三者がその財産の引渡を拒んだとき、又は第

三者についても、また、同様とする疑がある場合において、その第

二 滞納者及びその同居の親族の生活上欠くことのできない衣服、寝具、家具、飲食器具及び割ばう具

二 滞納者及びその同居の親族に必要な三月間の食料及び薪炭

三 実印その他の職業に必要な印鑑

四 祭し礼拜のために必要と認められる物、石碑及び墓地

五 系譜並びに滞納者に必要な日記及び書付類

六 職務上必要な制服、祭服及び修学上必要な書籍及び器具

七 勳章その他榮典の標章

八 滞納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具

九 発明又は著作に係る物であつて、まだ公表しないもの

第四十五条の三 前條の規定により財産を差押えようとするときは、その命令を受けた吏員であることとを証明する証票を呈示しなければならない。

第四十五条の四 左に掲げる物件は、これを差押えることができない。

一 滞納者及びその同居の親族の生活上欠くことのできない衣

服、寝具、家具、飲食器具及び割ばう具

二 滞納者及びその同居の親族に必要な三月間の食料及び薪炭

三 実印その他の職業に必要な印鑑

四 祭し礼拜のために必要と認められる物、石碑及び墓地

五 系譜並びに滞納者に必要な日記及び書付類

六 職務上必要な制服、祭服及び修学上必要な書籍及び器具

七 勳章その他榮典の標章

八 滞納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具

九 発明又は著作に係る物であつて、まだ公表しないもの

## 二 差押財産の名称、数量、性質

質、所在、見積價格その他重要な事項

### 三 差押の事由

#### 四 差押調書を作成した場所及び年月日

差押調書を作成したときは、その謄本を滞納者及び立会人に交付しなければならない。但し、債権及び所有権以外の財産権のみを差押されたときは、この限りでない。

#### (共有財産の差押)

第四十五条の九 差押えるべき財産が、当該地方團体の区域外にあるときは、その財産所在の地方團体の徴税吏員に滞納処分を嘱託することができる。

第四十五条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する滞納処分の嘱託に、これを準用する。  
(執行の中止)

#### 第四十五条の十一 差押えるべき財産の價額が督促手数料、延滞金、滞納処分費及び第二十六條第三項の規定により地方税に対し先取すべき債権額を控除して残余を得る見込がないときは、滞納処分の執行を中止しなければならない。

#### (質物の引渡し)

第四十五条の十二 滞納者の財産の設定された物件があるときは、その質権者は、質権設定の時期に

かかわらず、質物を道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員又は市町村徴税吏員に引き渡さなければならない。

第四十五条の十三 差押えられた財産について、第三者がその所有権を主張して取戻を請求しようとするときは、当該第三者は質却処分の行われる日の五日前までに、所有者であるとの証拠をそなえて道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員にその旨を申し出なければならぬ。

第四十五条の十四 前項の規定による取戻の請求に係る財産が当該第三者の所有物であることが判明したときは、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員は、直ちに当該財産の差押を解除して、これを返還しなければならない。

(訴害行為の取消請求)

第四十五条の十五 滞納者が差押を受けたときは、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員は、その行爲の取消を裁判所に對して請求することができる。

(動産及び有價証券の差押)

第四十五条の十六 債権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

2 前項の規定をしたときは、当該地方團体は、督促手数料、延滞金及び滞納処分費及び税金の金額を限度として債権者に代位する。  
(債権及び所有権以外の財産権の差押)

第四十五条の十七 債権及び所有権の取扱いを裁判所に對して請求することができる。

#### (債権の差押)

第四十五条の十八 債権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

2 前項の通知をしたときは、当該滞納処分費及び税金の金額を限度として債権者に代位する。

(債権及び所有権以外の財産権の差押)

第四十五条の十九 質権又は抵当権が設定されている財産を差押えたときは、遅滞なく、督促手数料、

延滞金及び滞納処分費及び税金の金額その他必要と認める事項をその質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、抵当証券を発行した抵当権についてその証券持人が判明しないときは、債務者又は証券の譲渡人等についてその質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

前項の場合において、地方税滞納処分費及び税金の金額を限度にして債権者に代位する。

(不動産の差押)

第四十五条の二十 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第七百三十七条又は第七百三十八条の規定による仮差押(以下仮差押と

を差押えるときは、これを権利者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、差押の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その解除又は変更の場合においても、また、同様とする。

3 差押のために不動産を分割し、破損の虞があるもの又は保管に不便なものであるときは、これを公賣して供託することができる。

4 前項の規定によつて公賣をしようとするときは、当該物件の名称及び数量、公賣の事由並びに公賣の場所及び日時その他必要な事項を公告しなければならない。

5 第二項の規定によつて供託をしたときは、その旨及びその金額を差押当時の所有者に通知しなければならない。

2 前項の規定による取戻の請求に係る財産が当該第三者の所有物であることが判明したときは、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員にその旨を申し出なければならぬ。

3 差押したときは、その分割又は区分したときは、その分割又は区分の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その合併又は変更についても、また、同様とする。

4 第二項の規定によつて供託をしたときは、その旨及びその金額を公告しなければならない。

5 第一項の保管証については、印紙税を課さない。

#### (差押の効力の範囲)

第四十五条の二十一 差押の効力は、差押財産から生ずる天然及び

(質権又は抵当権の設定された財産の差押)

第四十五条の二十二 滞納処分は、法定の果実に及ぶものとする。

(仮差押及び仮処分との関係)

第四十五条の二十三 第四十五条の十三第二項に規定する場合の外、左の各号の一に該当する事由があるときは、直ちに財産の差押を解除しなければならない。

(差押の解除)

第四十五条の二十四 滞納者が督促手数料、延滞金及び滞納処分費及び税金の金額を限度にして債権者に代位する。

2 前項の場合において、地方税滞納処分費及び税金の金額を限度にして債権者に代位する。

(不動産、有價証券、不動産、債権その他の財産の差押)

第四十五条の二十五 債権及び有價証券の差押は、道府県徴税吏員又は市町村徴税吏員が占有して、これを行なう。但し、差押物件を運搬することができる。

2 前項の財産権を差押えるときは、その旨を権利者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、地方税に対する先取権を有する債権者がその権利行使しようとするとき

が消滅したとき。

3 前項の場合において、地方税に対する先取権を有する債権者がその権利行使しようとするとき

が消滅したとき。

3 差押財産について第四十五条の十一に規定する事由があることを判明したとき。

4 差押財産が無價値であることが判明したとき。

いうことを受けた財産を差押えたときは、遲滞なく、これを執行裁判所又は執行更若しくは強制管理人へ通知しなければならない。同法

第七百五十五條の規定による仮処分(以下仮処分といふ)を受けた場合においても、また、同様とする。

2 前項の場合において、差押の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その解除又は変更の場合は、差押又は仮処分のための執行を妨げられない。

3 差押したときは、その分割又は区分したときは、その分割又は区分の登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。その合併又は変更についても、また、同様とする。

4 第二項の規定によつて公賣をしようとするときは、当該物件の名称及び数量、公賣の事由並びに公賣の場所及び日時その他必要な事項を公告しなければならない。

5 第一項の保管証については、印紙税を課さない。

#### (賃却処分)

第四十五条の二十六 差押の登記又は登録を關係するときは、

3 前項の規定によつて納稅義務が判明したときは、直ちに財産の差押を解除された者及び當該財産の差押を解除された者及び當該財産について権利を有する第三者に通知しなければならない。

4 差押の登記又は登録を關係するときは、直ちに財産の差押を解除されただけでなく、その旨を當該財産について権利を有する第三者に通知しなければならない。

1 滞納者が督促手数料、延滞金及び滞納処分費及び税金を完納したとき。

2 前項の場合において、地方税に対する先取権を有する債権者がその権利行使しようとするとき

が消滅したとき。

3 差押財産について第四十五条の十一に規定する事由があることを判明したとき。

4 差押財産が無價値であることが判明したとき。

3 前項の場合において、地方税に対する先取権を有する債権者がその権利行使しようとするとき

が消滅したとき。

3 差押財産について第四十五条の十一に規定する事由があることを判明したとき。

4 差押財産が無價値であることが判明したとき。

3 前項の場合において、地方税に対する先取権を有する債権者がその権利行使しようとするとき

が消滅したとき。

3 前項の場合において、地方税に対する先取権を有する債権者がその権利行使しようとするとき

が消滅したとき。

他の財産権及び第四十五條の十六第二項の規定により第三債務者がから給付を受けた物件は、通貨を除く外、すべて命令の定める手続に従つて公賣に付する。

2 公賣に付しても買受人がないか又はその價格が見積價格に達しないときは、当該地方團体は、前項に規定する財産権及び物件を見積價格で買い上げることができる。

3 左の各号に掲げる場合においては、第一項の公賣に替えて随意契約により処分することができる。

一 公賣すべき物について物價統制令（昭和二十一年勅令第百八号）に基き統制額の定があるとき。

二 公賣すべき物が臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の適用を受けるものであるとき。

三 公賣すべき財産の保全又は移轉について、公安を維持するため法令による制限があるとき。

（賣却代金等の処理）

第四十五條の二十五の規定による財產の賣却代金又は差押えた通貨若しくは第四十五條の十六第二項の規定により第三債務者から給付を受けた通貨は、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

2 賣却財産に質権又は抵当権が設定されているときは、その代金からまず督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を扣除し、次にその質権又は抵当権により担保された金からまず督促手数料、延滞金及び滞納処分費を控除し、次にその質権又は抵当権により担保された金額を当該債権者に交付し、次に税金を控除し、なお残余があるときは、これを滞納者に交付するものとする。

3 賣却財産が抵当証券を発行した抵当権の目的物であつて、第六條第三項の規定による証明をしなければならない抵当証券の所持人が判明しない場合において、その代金から督促手数料、延滞金及び滞納処分費を控除した残額がそのまま清算人に對して、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金を納付する義務は、消滅する。

2 滞納処分を結了したときは、その処分に関する計算書を作成して、これを滯納処分を受けた者に交付しなければならない。

（訴願出訴等）

第四十五條の二十九、滯納処分に関する規定によると、不不服ある者は、當該処分の合において、債権の弁済期限後四月を経過しても抵当証券の所持人が第二十六條第二項の規定による訴願の提起があつたときは、その提起の日から三十日以内に裁決しなければならない。

3 滞納処分に関する規定による裁決を経た後でなければ（特別徵收義務者に関する準用規定）

第四十五條の三十四 この款の規定による登録又は登記については、市町村稅に関する第一項の規定による裁決については、市町村徵稅吏員からも、裁判所に出訴することができる。

4 市町村稅に関する第一項の規定による裁決については、市町村徵稅吏員からも、裁判所に出訴することができる。

第四十五條の三十一 第二十七條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に該當する事由がある場合においては、道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、當該行政機關、地方團體、執行裁判所、執行、強制管理人、破産管財人又は清算人に對して、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金の交付を求めることができる。但し、他に差押えるべき財産があるときは、これを差押えることを妨げない。

第四十九條中「九月」(一期に分けるときは九月及び十一月)を「九月及び十二月(一期とするときは、九月)」に、「事情のあるときは」を「事情がある場合には」と改める。

第四十五條の三十一 滞納処分費は、財產の差押、保管、運搬及び公賣に要する費用並びに通信費とする。

第四十五條の三十二 この款の規定による登録又は登記は、地方稅の延滞金の滯納処分に対するものとされる。

4 第二項に規定する所有者、質権者又は地上権者が國、地方團體をめない旨の定のある土地についての手続その他その執行について必要な事項は、命令でこれを定める。

3 土地台帳法により賃貸價格を定めない旨の定のある土地については、評定賃貸價格をもつて、第一項の賃貸價格とする。

4 第一項に規定する所有者、質権者又は地上権者が國、地方團體をめない旨の定のある土地についての手續は、評定賃貸價格をもつて、第一項にかかわらず、地租は、土地に

対し、評定賃貸價格を標準として、その所在の道府縣において、その使用者に、これを課する。但し、道府縣知事が公用又は公共の用に供するものと認める部分については、この限りでない。

5 前二項の評定賃貸價格は、道府縣條例の定めるところにより、類地の賃貸價格に比準し、且つ、当該土地の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

6 第四項において使用者とは、そこの土地の地上権者（第一項の地上権者を除く。）地役権者、永小作権者、又は土地の所有者との契約その他の権原に基きその土地を使用する権利を有する者をいう。

7 第四項において使用者とは、その土地の地上権者（第一項の地上権者を除く。）地役権者、永小作権者、又は土地の所有者との契約その他の権原に基きその土地を使用する権利を有する者をいう。

第五十七條に次の五項を加える。

3 家屋賃法により賃貸價格を定めない旨の定のある家屋について

は、評定賃貸價格をもつて、第一項の賃貸價格とする。

4 第一項に規定する所有者が國、地方團體その他地方稅を課するこ

とができないものであるときは、

第一項の規定にかかわらず、家屋

税は、家屋に対し、評定賃貸價格

を標準として、その所在の道府縣

において、その使用者に、これを

課する。但し、道府縣知事が公用

又は公共の用に供するものと認め

る部分については、この限りでな

い。

5 前二項の評定賃貸價格は、道府縣條例の定めるところにより、類地の賃貸價格に比準し、且つ、当該土地の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

6 第四項において使用者とは、その家の所有者との契約その他の権原に基きその家屋を使用する権利を有する者をいう。

7 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用者を、命令の定める期間に届け出なければならない。

8 命令の定めるところにより、五月二十日までに届け出なければならぬ。

9 第六十三條第一項中「第三十四條の法人を除く。」を「第三十一条の法人を除く。」と改め、「第三十一号を削り、以下順次一号ずつ繰り上げる。」

10 第六十五條第二項中「終了の日」を「十二月三十一日」に改める。

11 同項中「事業税の課税標準について」を「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準については、」に改め、同條第二項を

12 同條第二項第二十一号を削り、以下順次一号ずつ繰り上げる。

13 第六十九條第一項を第三項とし、同項中「事業税の課税標準について」を「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準については、」に改め、同條第二項を

14 第二項として、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

15 第二項第一項の場所とは、左に掲げるものとする。

16 前項の第一種の場所とは、左に掲げるものを含む。）

17 運送取扱業（電気供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む。））に対する事業税の課税標準は、第六十三

18 第二項第一項及び第六十五條第一項の規定にかかるらず、法外の行うものにあつては、各事業年度の收入の金額及び清算所得、個人の行うものにあつては、当該年度の前年に

19 一 演劇、映画又は観物（すもう）野球、その他競技で公衆の観覽に供することを目的とするもの

20 二 競馬場、競輪場及び遊園地

21 三 その他これらに類する場所に掲げるものとする。

22 四 博物館、美術館及び展示会場

23 五 借家屋の賃貸價格に比準し、且つ、当該家屋の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

24 六 第四項において使用者とは、その家の所有者との契約その他の権原に基きその家屋を使用する権利を有する者をいう。

25 七 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用者を、命令の定めるところにより、これを準用する。

26 第七十條中「前條第一項」を「前條第三項」に改める。

27 第七十條第三項中各号を次のよう改める。

28 一 弁護士業

29 二 司法書士業

30 三 行政書士業

31 四 公証人業

32 五 弁理士業

33 六 税務代理士業

34 七 公認会計士業

35 八 設計監督士業

36 九 理容師業

37 十 諸藝術匠業

38 三 その他これらに類する場所に掲げるものとする。

39 一 遊覧船又は遊覧自動車について

2 二 ゴルフ場及びスケート場

3 三 つりばり場及び貸船場

4 四 その他これらに類する施設

5 五 第一項の第四種の施設とは、遊覽船及び遊覧自動車とする。

6 6 第一項の入場料金又は利用料金とは、何らの名義をもつてするを問わず、第一種若しくは第二種の催物（演劇、映画、観物、競馬、競輪その他これらに類するものを含む。）若しくは場所の主催者若しくは経営者又は第三種若しくは第四種の施設の経営者が、第一種若しくは第二種の場所へ入場し、又は第三種若しくは第四種の施設を利用する者から、その入場又は施設の利用につき取得すべき金額をいう。

7 7 第一項の入場又は第四種の施設の利用に対する入場又は第三種の施設の利用に對しては賦課率百分の五十、第二種の場所への入場又は第四種の施設の利用に對しては賦課率百分の二十に改め、同條但書を次のように改める。

8 8 第七十六條中「賦課率百分の五十」を「前條第一項の第一種の場所への入場又は第四種の施設の利用に對しては賦課率百分の三十」と改め、同條但書を次のように改める。

9 9 第七十七条第一項中「買受者」の下に「(第九十五條第一項の場所の経営者及び船車内における販賣業者から)の買受者を除く。」を、「販賣業者」の下に「(第九十五條第一項の場所の経営者及び船車内における販賣業者を除く。)」を加える。

10 10 同條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「第一項」を「前項」に改め、「(酒稅法第二十七條ノ四に掲

11 11 とみなして入場稅を課することができる。

12 12 第一項の場所若しくは施設の主場所若しくは施設を借り受けた者がこれらの場所への入場又は施設の利用について、入場料又は利用料の定を設けず、且つ、入場料又は利用料を徵收しないで入場又は利用させた場合は、これらの場所への入場者又は利用者と、

13 13 催物等の経費、借受料金その他これらの方所への入場又は施設の利用について要した経費をもつて入場料又は利用料金とみなして、入場稅を課することができます。

14 14 第七十六条中「賦課率百分の五十」を「前條第一項の第一種の場所への入場又は第四種の施設の利用に對しては賦課率百分の三十」と改め、同條但書を次のように改める。

15 15 第七十七条第一項中「買受者」の下に「(第九十五條第一項の場所の経営者及び船車内における販賣業者から)の買受者を除く。」を、「販賣業者」の下に「(第九十五條第一項の場所の経営者及び船車内における販賣業者を除く。)」を加える。

16 16 同條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「第一項」を「前項」に改め、「(酒稅法第二十七條ノ四に掲

げる者を含む。」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 酒の製造者がその製造に係る酒を自ら消費し、又は贈與した場合においては、その酒の價格を標準として、製造場所在の道府縣において、その製造者に酒消費税を課する。

第七十九條第三項中「又は電氣事業者でない者が自ら発電する電氣を電氣事業者でない者に使用させるとときは」と又は電氣事業者若しくはガス事業者でない者が自ら発電する電氣若しくは自ら製造するガスを電氣事業者若しくはガス事業者でない者に使用させるときは、「又はその自ら発電するもの」の下に「若しくはガス製造者」を又はその発電者若しくはガス事業者でない者で自らガスを製造するもの」を加える。

第八十一条の次に次の二條を加える。  
 (鉱区税の賦課期日) 第八十一條の二 鉱区税の賦課期日  
 (鉱区税の納期) 第八十一條の三 鉱区税の納期は、十二月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情がある場合は、十一月一日とする。  
 (鉱区税の納期)

第八十二条を次のように改める。  
 / (電話税) 第八十六条 電話税は、電話の使用又はその加入に対し、電話機所用の道府縣において、その使用者又

はその加入者に、これを課する。

2 前項の電話機とは、電話の設備及び利用に関する國との契約に基づいて設置されたものを、使用者とは、当該契約の当事者を、加入者は、新たに使用者となつた者をいう。

第九十四条を次のように改める。  
 (狩獵者税の賦課率) 第九十四条 狩獵者税は、その賦課率を千八百円として、これを課さなければならぬ。

第九十九條中「十三 電話税附加税」を「十三 電話税附加税」に改め、第二十一号中「独立税附加税」の下に(但し、第一百一條第四項の規定により道府縣条例で定めるものを除く。)を加える。

第一百條に次の二項を加える。  
 4 第九十九條第二十一号に規定する独立税附加税については、道府縣は、當該独立税附加税による負担を軽減するために必要があると認めるときその他特別の事情があるときは、條例の定めるところにより、その賦課を禁止し、又はその賦課率を制限することができることの定めは、適用を妨げられないものとする。

第八十条第一項第二号中「事業所」の下に「業務所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 市町村内に事務所、事業所又は業務所を有する法人及び法人ではない社團又は財團で代表者又

は管理人の定のあるもの

同條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第一百六條中「九月(一期に分けるときは九月及び十一月)」を「九月及び十二月(一期とするときは、九月)」に改める。

第一百七條第一項中「四百五十円」を「七百五十円」に改め、同條第二項中「事情があるときは」を「事情がある場合においては」に改める。

第一百七條第一項中「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第一百九條中「所有者」の下に「所有者が國、地方團体その他地方税を課することができないものであるときは、その使用者」を加える。

第一百六條中「準用する。」の下に「この場合において賦課率に関する規定は、入場税につては三倍、鉱產稅につては一・五倍、その他の稅にあつては二・五倍、木材引取稅にあつてはそれぞれ二倍に相当する率を定めたものとする。」を加える。

第一百八條を次のように改める。  
 (道府縣の都市計画税) 第一百八條 道府縣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)及び特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の施行に要する費用に充てるため、それを標準と定めた地租、鉱產稅及び特別都市計画法の執行に要する費用に充てるため、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋稅又は事業稅若しくは特別所得稅の百分の三十以内において、都市計画税として、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

2 市町村は、前項に規定するもの外、別に稅目を起して、都市計画税を課することができる。

第一百二十條第一項中「その他の土地」を「林道に関する事業その他土地又は山林」に改める。

第一百二十一條第一項中「共同集荷場」の下に「汚物処理施設」を加える。  
 第百二十二條第一項に次の二号を加える。

3 第一項の場合において、道府縣の職務の執行は、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が行う場合、地方自治法第百五十五條第二項の区長の職務は、京都市、大阪府、横濱市、神戸市及び名古屋市(以下五大市といふ)の長が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを行ひ、市町村稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は、京都市、大阪府、横濱市、神戸市及び名古屋市(以下五大市といふ)の長が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

4 第一項の場合において、道府縣の職務の執行は、國稅犯則取締法に規定する財務局又は稅務署の收稅官吏の職務は、道府縣知事がその職務を定めて指定する道府縣吏員

業稅又は特別所得稅については、その稅額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業稅又は特別所得稅の賦課率をもつて除して得たものに、第六十七條第一項又は第七十

二條第一項に規定する区分に應じ、百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

五百又は百分の四若しくは百分の五又は百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画稅と併せて、道府縣稅獨立稅割を課することができる。

七 第百三十四條の二第一項の規定により入場稅附加稅の賦課率を制限したとき。

第一百二十六條の次に次の二條を加える。

(犯則取締)  
 第百二十六條の二 地方稅に関する犯則事件(以下犯則事件という)については、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二條の規定を除く。)を準用する。

2 前項の場合において、道府縣稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が、稅務署長の職務は道府縣知事、地方自治法第百五十五條第一項の支廳又は地方事務所の長が、これを執行、市町村稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は、京都市、大阪府、横濱市、神戸市及び名古屋市(以下五大市といふ)の長が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

2 前項の場合において、道府縣稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

2 前項の場合において、道府縣稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

2 前項の場合において、道府縣稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

2 前項の場合において、道府縣稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

2 前項の場合において、道府縣稅については、國稅犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府縣知事が、稅務署長の職務は市町村長(五大市の長が、これを執行する場合に限る)。

(以下道府縣檢稅吏員といふ)が、これを行い、市町村税については、國稅犯則取締法に規定する財務局の收稅官吏の職務は、五大市の長がその職務を定めて指定する市吏員(以下五大市檢稅吏員といふ)が、檢稅署の收稅官吏の職務は、五大市は、市町村長がその職務を定めて指定する市町村吏員(以下市町村檢稅吏員といふ)が、これをう。

4 第一項の場合において國稅犯則取締法第十一條及び第十二條の規定は、道府縣税又は五大市税に關する犯則事件の調査についてのみ、且つ、当該道府縣税又は市税に關する限り、これを適用する。

5 第一項の場合において、道府縣檢稅吏員、五大市檢稅吏員又は市町村檢稅吏員は、当該道府縣税又は市町村税についてその所屬する事件の調査を行うことができる。

6 第一項の場合においては、入場稅、酒消費稅、木材引取稅、遊興飲食稅及び入湯稅並びにこれらの附加稅その他政令で定める税に関する犯則事件は、間接國稅に関する犯則事件とする。

7 市町村長は、前項の税のうち道府縣附加稅について第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分をしようとするときは、あらかじめ道府縣知事の許可を受けなければならない。

8 道府縣知事は、前項の規定により許可を受ける場合は、あらかじめ道府縣の許可を受けるべきである。

9 財務局の收稅官吏の職務を行う

道府縣檢稅吏員又は檢稅署の收稅官吏の職務を行なうことができる。は、第六項の税のうち道府縣税附加稅に關する犯則事件について五大市檢稅吏員又は市町村檢稅吏員の職務を行なうことができる。

10 第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分により納付された金錢その他の物品は、当該地方團体の收入とする。

11 第百二十七條第二項中「四百五十円に四十條」を「七百円に第四十七條に、「四百五十円に東京都」と「七百円に東京都」に、「四百五十円に特別区」を「七百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

12 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第一百八條の規定の準用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と読み替えるものとする。

13 東京都の特別区の存する区域における都稅の賦課徵收については、東京都條例の定めるところにより、これを特別区長に委任することができる。この場合における前條第二項の規定の準用については、その市町村における当該道府縣の入場稅の賦課率は、その賦課率に、その制限により切り捨てた率に相当する率をえたものとしなければならない。この場合においては、当該道府縣の入場稅の徵收額中同項の規定による賦課率の制限により切り捨てた率に相当する率による額を加上する。

14 第百三十七條の三 納稅義務者(特別徵收義務者を含む。以下本條中同じ。)が滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免がれる目

第一項の支廳若しくは地方事務所の所管区域外又は特別区の存する区域外」とそれぞれ読み替えるものとする。

15 第百三十二條第二項中「市町村徵吏員」を「市町村徵稅吏員」若しくは「市町村檢稅吏員」に改め

16 第百三十三條中「並びに京都、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を「及び五大市」に改める。第百三十四条の次に次の二條を加える。

17 第百二十九條第二項中「四百五十円に二十四條の二 入場稅附加稅の賦課率の特別制限」

18 第百三十四條の二 入場稅附加稅の賦課率の特別制限

19 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

20 第百三十七條の四 第百二十六條第一項若しくは第二項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。

21 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

22 第百三十七條の三 納稅義務者(特別徵收義務者を含む。以下本條中同じ。)が滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免がれる目

23 第百三十七條の三 納稅義務者(特別徵收義務者を含む。以下本條中同じ。)が滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免がれる目

3 前項の制限に対し異議のある市町村は、内閣總理大臣に異議の申立てをすることができる。

4 第二十一條第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

5 第百三十六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改める。

6 第百三十七條の次に次の三條を加える。

7 第百三十七條の二 紳稅義務者のすべき申告の規定

8 第百三十七條の二 紳稅義務者のすべき申告の規定

9 第百三十七條の二 紳稅義務者のすべき申告の規定

10 第百三十七條の二 紳稅義務者のすべき申告の規定

11 第百三十七條の二 紳稅義務者のすべき申告の規定

12 第百三十七條の二 紳稅義務者のすべき申告の規定

爲をして当該処分の執行を受けたとき、又は当該処分の執行を受けた後その執行を免がれる目的でこれらの方の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

2 紳稅義務者の財産を占有する第三者が納稅義務者のために前項に掲げる行為をした場合においてその納稅義務者に対し滞納処分の執行があつたときは、また、前項の懲役又は罰金に處する。

3 情を知つて、第一項に掲げる行為につき納稅義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、その納稅義務者に対し滞納処分の執行があつたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

4 紳稅義務者の財産を占有する第三者が納稅義務者の申告をさせないため若しくは虚偽の申告をさせること、又は税金の徵收若しくは納付をしないことをせん動した者は、これを三年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

5 紳稅義務者の財産を占有する第三者が納稅義務者の申告をさせないため若しくは虚偽の申告をさせること、又は税金の徵收若しくは納付をしないことをせん動した者は、これを三年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

6 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

7 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

8 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

9 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

10 第百三十九條中「第一項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。」

れた者は、その処分に不服があるときは、道府県税については裁判所に出訴し、市町村税については道府縣知事に訴願し、その裁決に不服があるときは裁判所に出訴することができる。

3 前項の裁決については、市町村長からも裁判所に出訴することができる。

4 地方自治法第二百五十六條第一項の規定は、第二項の訴願の場合に、これを準用する。

第五百四十九條ノ三 第五百二條第七項

又は第五百七條第七項の規定により所有者が届け出なければならぬ事項について、届出をしなかつた場合においては、その者に対する罰則で三千円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

「百分の百二十五」を「百分の二百五十」に改める。

第一百四十六條第一項中「減租年期

地元免租年期その他旧地租法(昭和六年法律第二十八号)その他の法律により一定の期間賃貸價格に関し特別の取扱をなす旨の定のあつた土地で土地台帳法により賃貸價格を設定若しくは修正すべきものについて、この法律施行の際を「土地台帳法により賃貸價格を設定し、又は修正すべき賃貸價格を設定し、又は修正すべき

土地及び家屋台帳法により賃貸價格を決定すべき家屋についてまだに改める。」

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、入場税及び入場税附加税に関する改正規定は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十四年度分の地方税から適用する。但し、入場税及び入場税附加税に関する改正規定は、昭和二十四年六月一日から、第六十九條第一項の電気供給業、ガス供給業及び運送業(運送取扱業を含む)に対する事業税に関する改正規定は、その料金について物價統制令による統制額があるときは、昭和二十四年四月一日以後においてそれぞれその統制額が改訂されたときの属する年度分の地方税から適用する。

3 地方税法第二百二十六條ノ一の規定は、この法律前にした行為には適用しない。

4 この法律施行前にした行為にかかる罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十三年度分以前の地方税並びに昭和二十四年五月三十一日までの入場税及び入場税附加税については、なお、従前の例による。

6 改正前的地方税法第十三條中遊興飲食税割の非課税からの除外に関する部分、第三十六條第一項の規定による電話加入権税割、遊興飲食税割、入湯税割、と畜税割及び廣告稅割の特別徵收、第四十四條第一項の規定による遊興飲食稅

割、入湯税割及び廣告稅割の誕紙による拂込又は第百八條第一項

並びに第百十九條第一項及び同條

第三項の規定による道府縣税独立

税割及び市町村税独立税割に

ついては、昭和二十四年度分に限

り、なお、從前の例による。この

場合において、電話加入権稅割の

課稅標準は、電話税とする。

7 この法律施行前に電話加入権稅及び電話加入権附加税について昭和二十四年度分としてした行為は、改正後の地方税法の規定による電話税及び電話附加税及び電話附加税についてした行為とみなす。

8 昭和二十四年度分の地租については、第五十二條第七項中「同月二十日」とあるは「六月二十日」と、同年度の家屋税につては第五十七條第七項中「五月二十日」とあるは「六月二十日」とそれぞれ読み替えるものとする。

9 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五條中「國稅」を「地方稅」に改める。

○木村國務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を簡単に御説明申し上げます。

御承知のごとく、昨年七月実施いたしました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を簡単に御説明申し上げます。

本改正法律案の内容は二点からなります。すなわちその第一は、住民税、地租、家屋税等現行税目の若干

に對しまして、賦課率の引上げ等所要の変更を加えたこととあります。第二

は、稅收入の確保及び租稅徵收權の強化をかるため、所要の改正を加えたこととあります。以下順次それぞれの内容を御説明申し上げたいと存じます。

改正の第一点は、既存稅目に対しまして加えました變更であります。そ

の第一は、住民稅の一人当たり平均賦課額の引上げであります。住民稅は、地

方財政收入を確保するとともに、自治の基本である負担分担の精神を稅制の上に顯現することをその本來の性格と

するものであります。以上述べまし

た地方財政の現況、物價騰貴に伴う住民所得の變動等の事情にかんがみまし

て、その納稅義務者一人当たりの平均賦

稅收入を確保するとともに、自治の基本である負担分担の精神を稅制の上に顯現することをその本來の性格と

する。本增稅に伴う增收見込額は約七十五億円であります。よつて生ずる住民負担の増加を考慮いたしまして、納期につきましては、從來の規定を改め、原則としてこれを二期とすることがあります。期いたしたのであります。

第二は、地租及び家屋税の標準賦課率の引上げであります。昨年の稅制改

正によりまして、地租は百分の二百、

家屋税は百分の二百五十と法定せられ

たのですが、窮乏せる地方財政

を創設して、その必要財源の確保に努

めているのであります。なお相当数

の地方團体におきましては、昭和二十

年度の決算において收支の均衡を保

持しがたい情勢にあるのであります。

このような情勢に対処して、可及的に

税收入の増加をはかりますとともに、

経済九原則の線に沿い徵稅確保の措置

を講ずる等のため、現行地方稅制度に

必要な改正を加えることとしたのであります。

本改正法律案の内容は二点からなります。すなわちその第一は、住民税、地租、家屋税等現行税目の若干

に對しまして、賦課率の引上げ等所要の変更を加えたこととあります。第二

は、稅收入の確保及び租稅徵收權の強

化をかるため、所要の改正を加えた

こととあります。以下順次それぞれの

変更を加えたこととあります。第二

分の二と法定することといたしたのであります。この規定は、料金の改訂せられたときから適用することとしたし

ています。

第四は、入場税の規定を整備したこととあります。入場税は昨年國稅から移譲を受けまして以来、各地方團体の移譲により、釐々增收の実をあげる感がありますが、(一)美術館博物館等への入場に対しても一律に現行の税率を適用することはやや酷すぎることであります。入場税は昨年國稅からの移譲を受けまして以来、各地方團体の努力により、釐々增收の実をあげる感がありますが、(一)美術館博物館等への入場税の対象を四種類に分別し、新たに遊覽船や遊覽自動車の利用に対する税率を百分の六十とするなどにより、入場税の課税対象を拡大いたしました。なお入場税收入が若干偏在いたしますため、一般には地方財源が窮乏しているにかかわらず、一二の特殊の市町村においては、入場税附加税の收入がその團体の規模から見て必要と思われる程度以上に多額に上りますので、これらの市町村についても、その賦課率を制限しだけは道府縣たる入場税の賦課率に加えることとし、不当に偏在する市町村の税収入を道府縣の手によって、他の市町村に再分配するの措置をとらしめることとしたのであります。

第五は、鉛区税及び狩獵者税の賦課率の引上げであります。物價騰騰の事実に伴い、その税率を合理化する必要がありま

す。この規定は、料金の改訂せられたときから適用することとしたし

ています。

第六は、從來の法定税目である電話加入権の名称を電話税と改め、電話の使用またはその加入に対して課することとしたしたこととあります。すな

わち過般の電話の使用に関する政令の施行に伴い、以後電話加入権は消滅したこととなりましたので、その名称を実体に即應せしめるため、從來の電話加入権といふ名称を廃止して電話定を整備いたしました。

第七は、道府縣法定外独立税に対する税率として、これに相應するよう從來の規定を整備いたしました。

第八は、目的税に関する規定の整備であります。(一)都市計画税たる目的税は、主要税目である地租税、家屋税に加え、(二)別途法定外独立税を設けて、(三)共同施設税にかかる地租税、家屋税

に限定し、種目が多岐にわたるため國民に與えているいらざる圧迫感を幾分緩和することとし、(四)水利地盤税を拡張して、山林等の事業に要する経費についてこれを課し得るものとし、(五)共同施設税についての規定を整備して、汚物処理施設等に対しても

共同施設税を課し得ることを明文をつて規定することとしたのであります。

改正の第二点は、経済九原則にのつて規定することといたしたこととあります。

その第一は、新たに地方税に関する滞納処分の規定を設けたこととあります。

○立花委員長 地方税法の一部を改正する法律案は、質疑を次回に譲りましては、特別徵收義務者をして道府縣が発行する証紙をもつて徵收せしめること

いたしましたこととあります。入場税の額の多寡に依りては、その額の多寡をめぐつて地方團体と關係業者との間にひき起すのであります。徴收税額の多寡につき、このような争いを起すのない方法として、地方團体及び特別徵收義務者に対し、入場税は道府縣の発行する証紙によつて徵收すべきことを強制することといたしました

ことがあります。この証紙は適宜入場券にも代用されることと考えております。

第四は、罰則の強化であります。昨

年によりまして、地方税の犯則と

といつたのであります。

第六は、從來の法定税目である電話

加入権の名称を電話税と改め、電話の使用またはその加入に対して課すことといたしたこととあります。すな

わち過般の電話の使用に関する政令の施行に伴い、以後電話加入権は消滅したこととなりましたので、その名称を実体に即應せしめるため、從來の電

話加入権といふ名称を廃止して電話定を整備いたしました。

第七は、道府縣法定外独立税に対する税率として、これに相應するよう從來の規

定を整備いたしました。

第八は、目的税に関する規定の整備であります。(一)都市計画税たる目的

税は、主要税目である地租税、家屋税に加え、(二)別途法定外独立税を設けて、(三)共同施設税についての規定を

整備して、汚物処理施設等に対しても

共同施設税を課し得ることを明文をつて規定することとしたのであります。

○立花委員長 地方税法の一部を改

正する法律案は、質疑を次回に譲りましては、特別徵收義務者をして道府縣が発

行する証紙をもつて徵收せしめることとあります。この証紙は適宜入場券にも代用されることとあります。

第六は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以來、地方税におきましても、漸次重要な消費税が加えられて来たのであります。ですが、これらの税種はその脱税が容易であるため、現行の制度の下においては、必ずしも十分な捕捉ができませんでした。そのため、現行の制度の下においては、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第七は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第八は、目的税に関する規定の整備であります。(一)都市計画税たる目的

税は、主要税目である地租税、家屋税に加え、(二)別途法定外独立税を設けて、(三)共同施設税についての規定を

整備して、汚物処理施設等に対しても

共同施設税を課し得ることを明文をつて規定することとしたのであります。

○立花委員長 地方税法の一部を改

正する法律案は、質疑を次回に譲りましては、特別徵收義務者をして道府縣が発行する証紙をもつて徵收せしめることとあります。この証紙は適宜入場券にも代用されることとあります。

第六は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第七は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第八は、目的税に関する規定の整備であります。(一)都市計画税たる目的

税は、主要税目である地租税、家屋税に加え、(二)別途法定外独立税を設けて、(三)共同施設税についての規定を

整備して、汚物処理施設等に対しても

共同施設税を課し得ることを明文をつて規定することとしたのであります。

○立花委員長 地方税法の一部を改

正する法律案は、質疑を次回に譲りましては、特別徵收義務者をして道府縣が発行する証紙をもつて徵收せしめることとあります。この証紙は適宜入場券にも代用されることとあります。

第六は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第七は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第八は、目的税に関する規定の整備であります。(一)都市計画税たる目的

税は、主要税目である地租税、家屋税に加え、(二)別途法定外独立税を設けて、(三)共同施設税についての規定を

整備して、汚物処理施設等に対しても

共同施設税を課し得ることを明文をつて規定することとしたのであります。

○立花委員長 地方税法の一部を改

正する法律案は、質疑を次回に譲りましては、特別徵收義務者をして道府縣が発行する証紙をもつて徵收せしめることとあります。この証紙は適宜入場券にも代用されることとあります。

第六は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第七は、道府縣法定外独立税による同様の権限を與えることといたしたこととあります。昭和二十一年の改正以来、地方團体の徵稅吏員に対しては過料を課されることはなくとも十分な捕捉ができるままであります。

第八は、目的税に関する規定の整備であります。(一)都市計画税たる目的

税は、主要税目である地租税、家屋税に加え、(二)別途法定外独立税を設けて、(三)共同施設税についての規定を

整備して、汚物処理施設等に対しても

共同施設税を課し得ることを明文をつて規定することとしたのであります。

○立花委員長 地方税法の一部を改



やはりもう少し物品の内容において明確にしておかないと、たいへん業者がいわくするのではないかと思ひますので、これを申し上げたわけあります。

○谷口委員 私も同様なことになりますが、昨日政府の方からの御説明によりますと、大体改正案をお出しになつた根拠について九項目おつしやつたのであります。私ども一番この点で問題になると思ひますのは、何で認可制度にしたかということ。認可一本にしたということを、一種の進歩のようなお考えのような説明があつたのでありますか許さないかを公安委員会の側が持つておるというような、こういう対象にされたが、古物商は、御承知のように何か許さなければならぬよう、そういうものではないのでありますと、統制とも統制経済の上から必要な統制が行なわれなければならぬよう、そういうものではないのであります。古物を扱つておるのである。いろいろな点で、営業の認可を與えられるという場合に、今一番大事なことは、統制経済に反するような行外のもの、古物を扱つておるのであります。いろいろな点で、営業の認可を與えられるといふ点が一番中心問題になつてゐるが、古物は経営があつては、またそういう組織になつては困るという点が、古物は経営的的な面から考えてみまして、そういう場合には、古物は経営的の必要は全然ない。それを許可しておる。しかも非常に複雑な許可制でありまして、支店などができる場合は、支店のあるその地域の公安委員会に一々届け出なければならないし、行くとかいう場合には、あるいは夜店を出すとかいう場合には、一々許可を受ける。商人のごときは、三里以内というよ

んなひどい許可制をとらなければならぬかった理由が私どもにはわからぬ。なぜもつと自由に「商賣がやりたかつたら、自分は古物商をやりたいと届出ればそれで済むようなことにできなかつたか。それから從來の例から見ますと、嚴重な警察なり、公安委員会の許可であります。が、警察の許可なんかを得たその反面に、古物商の間の組合の上層を占めるいわゆる古物商の中のボス、こういう者と警察との非常に悪い関係ができておしまして、警察への許可を願いに行く場合には、まず組合のボスの了解を得るという習慣が、古物商の間には非常に多いようあります。千円とか、二千円とか、三千円とかを持つて行つて、まず組合の幹部の了解を得て、その了解を持つて行かないといふことは、必ずしもやはり古物商を壓迫する一つの問題になつておるかと思ふのであります。まずこれらのことについての政府のお考えをお聞きしたいと思うのですが、これであります。

○谷口委員 それからもう一つは、これは根本の問題であります。二十二條及び二十三條にわかつて、古物の帳簿品觸に差止、立入及び調査といふ各條項の全体を見ますと、古物商取締りの、取締りという言葉はよく現わしておりますが、古物商の商人としての営業の立場を保護するといふ目的でこの法律ができるのでではなくて、古物商全体を警察の手先として、この品觸といつておる点では、何と読むのですか。

○谷口委員 これはなかなかむずかしい字で、それから差止の点で、こういうことが書いてあります。「盜品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、定めて、その古物の保管を命ずること

ができる。」これは買つたものを、どうぼうして來たものではないかといふ。この改正案の前のものは、それを一々届け出て、買つた品物は一週間ない。なぜもつと自由に「商賣がやりたいために、自分は古物商をやりたいといふ。それから三月に一回ずつ免かれた後、自分の都度手数料を更新します。その後は、その都度手数料を千円以内とする。公安委員会がとるばかりでなく、その公安委員会のある都道府県がそれに事務上の手数料もとり得るというようなことが書いてあるのであります。三年に一回、二千円以内ですと、たるわけであります。こういう何か許可を與えるということか得るというようなことが書いてあるのであります。三年に一回、二千円以内まで、これが手数料をとる。これくらいの手数がかかるかどうか、はなはだ疑問でありまして、これなんかもやはり古物商を壓迫する一つの問題になつておるかと思ふのであります。まずこれらのことについての政府のお考えをお聞きしたいと思うのですが、これであります。

○谷口委員 それからもう一つは、古物の管内に野方署の管内にあります。東京都内の野方署の管内に、たとえば某君が組合長をやつておる。そしてこの古物商の全体の取締りの地位にある警察と結託して、相當多額の組合の金さえ使ひ込んでおるという仕事を、古物商の責任に轉嫁する。古物商を不當に支配し、圧迫する。古物商全体を警察の手先として、この品觸といつておる点では、何と読むのですか。

○谷口委員 しなぶれと読むのです。

○谷口委員 これはなかなかむずかしい字で、それから差止の点で、こういうことが書いてあります。「盜品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、定めて、その古物の保管を命ずること

ができない。」これは買つたものを、どうぼうして來たものではないかといふ。この改正案の前のものは、それを一々届け出て、買つた品物は一週間ない。なぜもつと自由に「商賣がやりたいといふ。それから三月に一回ずつ免かれた後、自分の都度手数料を千円以内とする。公安委員会がとるばかりでなく、その公安委員会のある都道府県がそれに事務上の手数料もとり得るというようなことが書いてあるのであります。三年に一回、二千円以内まで、これが手数料をとる。これくらいの手数がかかるかどうか、はなはだ疑問でありまして、これなんかもやはり古物商を

壓迫する一つの問題になつておるかと思ふのであります。まずこれらのことについての政府のお考えをお聞きしたいと思うのですが、これであります。

○谷口委員 それからもう一つは、これは根本の問題であります。二十二條及び二十三條にわかつて、古物の帳簿品觸に差止、立入及び調査といふ各條項の全体を見ますと、古物商取締りの、取締りという言葉はよく現わしておりますが、古物商の商人としての営業の立場を保護するといふ目的でこの法律ができるのでなくして、古物商全体を警察の手先として、この品觸といつておる点では、何と読むのですか。

○谷口委員 これはなかなかむずかしい字で、それから差止の点で、こういうことが書いてあります。「盜品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、定めて、その古物の保管を命ずること

ができる。」これは買つたものを、どうぼうして來たものではないかといふ。この改正案の前のものは、それを一々届け出て、買つた品物は一週間ない。なぜもつと自由に「商賣がやりたいといふ。それから三月に一回ずつ免かれた後、自分の都度手数料を千円以内とする。公安委員会がとるばかりでなく、その公安委員会のある都道府県がそれに事務上の手数料もとり得るというようなことが書いてあるのであります。三年に一回、二千円以内まで、これが手数料をとる。これくらいの手数がかかるかどうか、はなはだ疑問でありまして、これなんかもやはり古物商を

壓迫する一つの問題になつておるかと思ふのであります。まずこれらのことについての政府のお考えをお聞きしたいと思うのですが、これであります。

○谷口委員 しなぶれと読むのです。

○谷口委員 これはなかなかむずかしい字で、それから差止の点で、こういうことが書いてあります。「盜品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、定めて、その古物の保管を命ずること

というような立場に古物商だけを置くか、こういう点が私ども問題になると 思います。つまり自由な営業権に対して警察は一方的に自分の無能な点を 古物商に轉嫁して、そうしてこれを警 察の手先にしようというふうに考えて いるように私どもは思うのであります。第一こういう法律を地方行政委員会のわれ／＼の所へかけるということ 安委員会がこつちの仕事の範囲内だと いうのでこの委員会へ來ているのだと 思いますが、これで、こういうものは商 工委員会なりにかけられればそれでいいのであります。たまたま古物商の保護 をするよう見せかけながら、実は警察の一手先として、憲法に許されてい る営業権の自由さえ奪うような形にし ぱりつけて、その上にもし言ふことを 聞かなければ一々罰を加えるという、 驚くべき法律だと私は思うのです。こ ういうものは一切合財撤回していただきまして、そうしても古物商に対する 法律が必要ならば、かれらがもつと 自由に商賣のできるような保護法を制定された方がよくなきかと私は思うのであります。

これらの方につきまして、非常にた くさん申しましたが、問題の中心点

は、なぜ許可制にしたか、自由な認可 の届出主義で済むのじやないか。それ から警察の手先として古物商を支配下 に置いて、お客様のすべてをどろぼうと か化しようとする、こういう点について の政府のお考査をお聞きしたいと思ひます。

○調査政府委員 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。第一番に許

可にしたのはよくない。届出にした方がいいのじやないかという御意見であります。なるほど一應ごつともあります。実は現行法でも鑑札と言 い、あるいは届出とこう言つております。すけれども、実際には認可をやつておつたような状況であります。免許とか、鑑札とかいうことでやつておつたわけでありまして、今回同じよ うな言葉で、許可といううことにいたしましたけれども、改正法は從来の営業 に対して特別に制限を加えた意味では ないであります。そうしましてまた 許可の場合、從来はかなり警察側にお ける認定権を廣く與えておりました が、今は許可の條件をはつきり書い てありますので、この條件に当てはま るものは、原則として許可されるべき ものであります。許可になつたから といふわけで、警察なり安委員会が、 勝手に許可不許可を決定するといふこ とは、おそらくあり得ないと思つてお ります。

その次に手数料の問題でございます が、これは二重にとるのではなくして、市町村における公安委員会が許可 した場合には、市町村で手数料をとる。こういうことになつておるのであ

ります。

○谷口委員 この今までの法律は、明 治二十八年にできた古物商取締法が、 改正され、改正されては來ましたか、 非常に古い法律であるばかりでなく、 旧憲法下の、つまり人民主権でなかつた時代の法律であります。とにかく 人は政府の隸屬物として、これを取 締るとか、支配するという思想に基いて、多くの法律ができるのであります。この古物商取締法も同様の見地に立つてその商賣を許してやる。こう いう官僚的な精神で見ておる。従つて、今まで許可でいいだといふうして、今度も許可でいいだといふうして見る警察的な考え方があります。私は思う。これは新憲法下、こういふ悪例を残すことはよろしくないと思

う。そういう考え方方はすぐやめもらいたいと思います。先ほどから警察は、 つけは成立たないのであります。新ら い時代には、新らしい時代にふさわしい、こういう古い物を取扱う商賣をやる人々に、非常に自由な立場を認めよう。こういう法律で願うのでなく はならない。ところが、今日のように税金が非常に高かつたり、労働者が首切らされたり、賃金を引下げられたり、ある いは賃金の選配があつたりして非常に生活に困る。こういうように国民生活に障害があるから、こういううどろぼうなんかがたくさん出るのではありません。こういう法律で願うのではなくして、ほかに別な方法があり、態度があ

ればならぬと私は思う。そういう点で、ほんとうに別な方法があります。しかし

それは今の場合別にしまして、ただし かしどろぼうが出た、そしてそれが

ども、古物商全体をどろぼうと考えて いる。つまり自由な営業権を警察が一 方的な考え方で侵害するような、つまり憲法違反の立場をとつていてるものだ うのですが、そういう点はどういうふ うにお考査になりますか。政府委員の お考査をお聞きしたいと思います。それからやどろぼうの問題であります

が、なるほど今古物商のところへ持込 まれる品物は、やはりどろぼうの活躍 する範囲のものだと私も思います。実 は私も引越しで、私の留守中にどろぼうに入られまして着物をとられました。そして女房が警察へ頼みましたけれども、品物は出て参りません。これ

はどこかの古物商の手にでも渡つておることだらうと思いますが、そういう

ことがありますことは事実であります。しかしこんなに古物と言わず、新しいも

のと言わず、人がどろぼうをやつたことがあることは事実であります。し

かしこんなに古物と言わず、新しいものと言わざる事実であります。し

かしこんなに古物と言わざる事実であります。し

かしこんなに古物と言わざる事実であります。し

かしこんなに古物と言わざる事実であります。し

集食うというような古物商の業界に対して、すべての人間がそだだというような観点からなされることに、やはり自由な営業権を侵害する恐ろしい警察的支配の意図がある私どもは思うのであります。それから第三番目に、古物商と申しましても、今政府委員が申されました通り、幾種類もあるのでありますし、従来そういう犯罪の集食うものとしましては、衣類なんかが最大だと思いませんが、そうでない古物もたくさんある。特に古本などといふものは、どちらはまつたくないとは言えません。その組合がさかんに言つておりますし、その他の業種によつて運つて来る思われるといふことにつきましても、やはり御異論のある方がたくさんあるだらうと思ひます。そういう点につきましても、御返事願つたらうございます。

#### ○渾淵政府委員

重ねての御質問であります。が、全体の古物商と一緒にいたり、どれもこれもどちらかといふように思ひます。これがたとえ政府委員の言わることがなるほどと思われますても、すべての業種と一緒にいたります。それが何らかの御異論のある方があつたくさんあるだらうだらうと思ひます。そういう点につきましても、御返事願つたらうございます。

#### ○渾淵政府委員

重ねての御質問であります。が、全体の古物商と一緒にいたります。が、しかしそんなに取締らなければならぬのかというようなことを、古本屋としては、衣類なんかが最大だと思いませんが、しかしそんなに取締らなければなりません。特に古本などといふものは、どちらはまつたくないとは言えません。その組合がさかんに言つておりますし、その他の業種によつて運つて来る思われるといふことにつきましても、やはり御異論のある方がたくさんあるだらうだらうと思ひます。そういう点につきまでも、御返事願つたらうございます。

#### ○渾淵政府委員

重ねての御質問であります。が、全体の古物商と一緒にいたります。が、しかしそんなに取締らなければならぬのかといふことを、古本屋としては、衣類なんかが最大だと思いませんが、しかしそんなに取締らなければなりません。特に古本などといふものは、どちらはまつたくないとは言えません。その組合がさかんに言つておりますし、その他の業種によつて運つて来る思われるといふことにつきまでも、御返事願つたらうございます。

になりますので、全部をどう扱うかです。するような考へは毛頭ないのであります。その一々の事態について処置する、こういうわけであります。なおこの法律はいろいろ御意見もありましても、われくとしましては、たけれども、われくとしましては、たゞ必要じやないかと存じておるのであります。この点よろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員長 谷口君、時間が大分長くなりましたが、ほかに質問者がたくさんありますから簡単に願います。

○谷口委員 十五條に、古物商はその営業所または取引相手方の住所もしくは居所で買受けることができる。ある時は交換することができるということを書いてあります。私はこれまでけっこじやないかと思う。あとに、それに書いてあつて、もしその中に入れるがおれらば、これはどうぼうらしいといふようないは差押えを命ぜるというようなことを、一方の警察に権限を與え、一部にあるからと言つて、他のたくさんの方の業者に義務づけるようなことは、なぜれば差押えを命ぜるというようなことを書いてあります。私はこれまでけっこじやないかと思う。あとに、それに書いてあつて、こいつは、やはり警察がほんとうに商人のことを思つていらっしゃつたら、こういうものは出し得なはずだと思います。

○門司委員 私もごく簡単にお聞きしたいと思います。この法律の中に命令をやつしているときに、営業所に警察官が立入つて、そしてこれを検査し、質問しなければならないということは成り立たないのではないかと思いますが、この辺のこと。

○門司委員 その後、二四條以下にあります。この犯罪と許可の範囲であります。ここに非常にたくさん使つてあるのは、「他の法令に違反して、禁じられない」という意味の命令であるか、その点を明瞭にしていただきたいと思います。許可が公安委員の許可になつておるのに、命令といふ言葉が使つてあります。その次には二四條以下にあります。

○門司委員 この法律の中にも命令の中に規定がありますが、もともとこれは「他の法令に違反して、禁じられない」という意味の命令であるか、その点を明瞭にしていただきたいと思います。許可が公安委員の許可になつておるのに、命令といふ言葉が使つてあります。それはなぜであるかと申し上げます。それはなぜであるかと申し上げます。そこには、條文全体が、取締りをめようとするとての命令の内容をお話しありたいと思います。

○門司委員 その次には、條文全体が、取締りをめようとするとての命令の内容をお話しありたいと思います。

ば米穀通帳、家庭用品購入通帳、汽車の乗車券定期、そういったものによつて、住所氏名を一應確認してもらいたいというようなことを、命令できるわけであります。それが將來何らか犯罪搜査の手がかりがそこに得られるわけであります。またそれは同時に帳簿に記載されておりませんと、あとで調べに参りました場合に、結局何によつて確認したかと、うこともはつきりいたしませんので、やはりこれは帳簿に記載をしてもらわなければならぬといふことになるのであります。現在盜犯が非常に多いのであります。現在盜犯を調査いたしましたところ、全國的な調査でございませんが、たとえば東京で調査いたしました結果によつても、犯人の盗みました品物が、その半分以上は正規の古物商の手に渡つておるのでもあります。さらに二、三十九ペーントは無許可の、いわゆるもぐりの古物商の手によつて、職品がさばかれておるというような状況でござりますので、どうしれを調べることができます。さうして、警察官が必要な場合には、いつでもそ

うに品物を調べたりすることは、この法律の目的といたしております。盗犯の防止、ないしは盗犯の検挙の目的を達成する上からいたしまして、どうしてもその程度の監督権は警察に必要なでございます。それから今政府委員の方から、人物合は道路使用がくつついで来るのでも、その点をどういうふうにお考へになつておるか、ただどこででも達成する上からいたしまして、どうしてもその程度の監督権は警察に必要なでございます。

それから二十四條の営業の取消または停止の場合の第一号について、ねむろん第四條に営業許可の場合における欠格條件をきめてござりますので、その外格條件と対應する意味において、やはり営業を現している者が、欠格條件に該當したような場合には、やはり許可を取消さなければならぬことになります。しかもこの四條の欠格條件で、三年を経過しない者というふうになつております。しかしながら許可を取消さなければならぬことになります。それは警察署長あるいは公安委員の一方的な信用になつて来て、そうなつて來ると、ほんとうに好きらしいとか感情とかいう問題が入つて来て、これじや困ると思います。私はこの條文の中で具体的に指摘したいと思いますが、たとえば第四條の第一項第二号の中に「改しゆんの認められない者」というような言葉があります。こういうことは今政府委員の言われた信用というようなことを一脈相承しまして、こういう立場で商業に関する許可の問題を扱われるといふことは非常に困った問題だと思ひます。これまで今までの、何と申しますとどございまして、具体的に道路の場所を使用するという場合は、道路交通法において行商をさせ、「三人と限定しておるのですが、どこがらこの三人と申しますのは、行商、露店をもつぱらその営業所所在地の公安委員会でござります。営業所のない場合には——と申しますのは、行商、露店をもつぱらそのままでは居所が一番身元がよくわかりますので、そこで許可を受けるということであればいけないと、建前から申しますが、これもこの法律全体が、犯罪の防止ということを目的としております。しかし、この立場において、古物商たる者は、その人物について十分信用のできる人でなければいけないと、この立場で見ておるといふことは、その住所に置いておるといふことは、たまく一致する場合もあるかと思ひます。

次に露店は現在は警察に願い出まして鑑札を受けるといふことにつておるのであります。結局実態は鑑札をもらうと申しましても許可を受けるのと同じでありますので、鑑札といふのと同じであります。ただ許可を受けるという問題につきましては、露店なりが、これはこの法律によつて古物商の監督をして行く上から、必要な場合に随時——と申しましても、むろん営業時間中と限つてあります。営業時間中に、その店舗なり営業所に参りま

して、あるいは帳簿を検査したり、あれば品物を調べたりすることは、この法律の目的といたしております。盗犯の防止、ないしは盗犯の検挙の目的を達成する上からいたしまして、どうしてもその程度の監督権は警察に必要なでございます。

○門司委員 そうしますとこの條文の八條は、たとえば東京なら東京の公安委員の許可があれば、全國どこででもやつてもいいという規定になるのである。それから立入りの問題でござりますが、これはこの法律によつて古物商の監督をして行く上から、必要な場合に随時——と申しましても、むろん営業時間中と限つてあります。営業時間中に、その店舗なり営業所に参りま

り公安委員の判断によるということにしたのでございます。

○門司委員 たゞいまの点ですが、私はつきり御返答願いたいのであります。

それから第五條の一項に、たとえば管理者を置いた場合に、管理者を変更する場合にも、許可をとらなければなりません。

○立花委員 古物商の方が非常に心配されおるのは、現在類似行為がたくさん行われておるということなのです。

えら方ばかりが来て説明されておるといふこと自体おかしいと思います。それから第五條の一項に、たとえば管理者を置いた場合に、管理者を変更する場合にも、許可をとらなければなりません。

○問答説明員 さようござります。

○立花委員 古物商の方が非常に心配されおるのは、現在類似行為がたくさん行われておるといふことなのです。全体から言え、この法案の説明に、國家警察のおへり方は協力じやないと思う。協力でやらせるならば、それに対する損害補償

償の道は当然講じて置かなければならぬ。これは何も触れられていないと思ふ。これなんかは一方的に警察の方が業者に押しつける形だと思ふますので、これに対する賠償の、あるいは補償の何かをお考えになつておるかどうか、お考へ願いたいと思う。それから次の二十一條の無償で没収するというのも同様であります。無償で没収するといふのは、ある意味からもいわゆる昔のお役人根性まる出しなんで、当然の営業としてやつて、しかも善意でやつた場合に、無償で没収するといふようなことは、これになつておるか。はつきりお尋ねいたしたいと思う。それからさいせん政府委員の方から、こういう法律は全世界的に見て私有財産の侵害もあると思うので、これに対するどうしようをお考へるか、はつきり御答弁願いたいと思います。

以上大体問題点を申し上げたのですが、さいせんから谷口君、門司君並びに私が申し上げましたように、これは憲法で保障された業者の営業権を行過ぎて監査しておるという面が多分にあると思うのです。それでこれは業者に対する営業権、ひいては生活権の問題にもなると思いますが、その御用意があるかどうか、お尋ねいたしましたので、一番最初の、類似行為がいろいろあります。

○問答説明員 御質問が廣範にわたりましたので、一々の問題につきましては、これからお答えをいたします。

まずは、その條件を特に書いてない所といたしておきます。その他のことは古物商の中に含むということにはつきりいたしております。その他あるが、日用品交換所は、本法におきましては古物商の中には含まれません。その他のところでは、たとえば近ごろ日用品交換所といふものがたくさんございまして、それが、本法の建前といたしましては、営業をするものということにいたしておられますので、公益法人が、日用品交換所等を經營しておる場合が若干あるのであります。ですが、本法の建前といたしましては、営業をするものと、いふことにいたしておきますので、公益法人は當利行為ができないものでありますので、さような場合には本法の古物商にはならないと考えております。但しその点におきましては、この公益法人が名実ともに經營する場合の問題でございまして、名義だけは公益法人であるが、実体は個人が經營しておると何ら選ぶところがないといふような場合には、むしろ個人の営業と見るべきであろうと思っておるか、はつきり御答弁願いたいと思います。

それから第四條につきまして、第二号の「二度以上罰金の刑に処せられ改悛の情の認められない者」という規定では、大体許可をするということでありました。そこで規定するところは、改悛の情の認められない者でございます。それから先ほど信用できるかどうかというようなことも申し上げましたので、その点語弊がございました。これは事実についての問題でござります。それが先ほど信用できるかどうかといふことでもありますが、この法律は結局対人的な、信用のおける人といふところをねらつておるのであります。それで、この場合にむろん信用できるかできないかということが、警察側の單なる主觀的判断、裁量によつて決定されるのではなく、國民の立場が立ちませんので、古物商ないし市場の許可の場合には、物の場合は、國民の立場が立ちませんので、停止の場合にも、その條件を限定いたしております。たゞ露店、行商、あるいはせり賣りの場合につきましては、停止の條件を設けておるわけであります。たゞ露店、行商は、あるいはせり賣りの場合につきましても、許可することができるといふことです。

ましては、その條件を特に書いてない所といたしておきます。その他のことは古物商の中には含まれません。その他のところでは、たとえば近ごろ日用品交換所といふものがたくさんございまして、それが、本法の建前といたしておきますので、公益法人が、日用品交換所等を經營しておる場合が若干あるのであります。ですが、本法の建前といたしましては、営業をするものと、いふことにいたしておきますので、公益法人は當利行為ができないものでありますので、さような場合には本法の古物商にはならないと考えております。但しその点におきましては、この公益法人が名実ともに經營する場合の問題でございまして、名義だけは公益法人であるが、実体は個人が經營しておると何ら選ぶところがないといふような場合には、むしろ個人の営業と見るべきであろうと思っておるか、はつきり御答弁願いたいと思います。

それから第四條につきまして、第二号の「二度以上罰金の刑に処せられ改悛の情の認められない者」という規定では、大体許可をするということになります。たゞ露店、行商、これは從業者三



やることになるのではないか、やるのだろうと思うのであります。そうに掲げる事項は、地方自治委員会議の意見を聞かなければならぬ」というのは地方自治体が不当に放漫の支出をした場合、あるいは徴収すべき收入を徴収しなかつた場合には、地方配付税の返還を命ずることができるという問題でありますて、はたして不当な、放漫な支出であるか、あるいは不当に徴収を怠つたことになつておるかといふことの判定は、やはり地方自治委員会議で審議して、その結果やつてもらわないと、一方的に財政部において、これは不當だといふふうな解釈をされ、配付税の返還を命ぜられたりする、たいへん困ると思いますから、この点につきましては例があるのあります。昨年三月、四月、東京、横浜、名古屋、京都、神戸、大阪というような大きな都市におきまして、地方公務員の團体であるところの自治労連が臨時給料の増給を要求いたしました。そしてしばらくの交渉の結果、労働委員会の承認を経て、理事者側及び労働者側の両方が納得して、号俸を切り上げることの処置によつて、給料の臨時増額を獲得したのであります。このために京都市その他の都市におきましても当然のこととしてこれを支拂つたわけでありますが、これを國の立場から、こういう臨時給料の支給は不当であるという認定のもとに、これを放漫な支出と称して今年の配付税の配付

のうちから差引かれる、そういう措置が今とられつつある。このことはただ公務員諸君の給料、既得権が侵害されるばかりでなく、地方公共團体の理事者なども、また労働委員会等を通じて、世間の輿論も当然だと思う給料でも、國が一方的に不当だと認めた場合には、地方配付税の配付額を減じたり、あるいは返還を命じたりすることができるのかのこときことになつておるのでありますて、これは非常に不當だ、こういう場合に公共團體の側も非常に困るわけでありますから、こういふことをきめる場合には、單に財政法だけにまかしておくだけでなく、義務的措置だけでなく、当然地方自治委員

思います。特に正規の、法的に運営委員会を通して内閣委員が一方的にやつておるのありますから、大体さきに示された委員長の試案を基礎にして、その間應答された希望なり質疑といふものも、委員長におかれで含まれて、適当に申入れられ、善処せらんことを希望いたしまして、この委員会の意恩は大体おまとめをいただいて、この程度でこの問題に対しては切り願いたいと思います。

とも一省ごとにきめて参議院に送らなければならぬので、私どもとしてはなるべく上げられるものならば早く上げたいと思つております。そういう意味でありますと、立花君の御意見はどうもともであります。そのためには今までずっと論議を盡されております。その問題をこの際解決することは困難でありますから、もし委員長におまかせできちまへならば、本日採決するより方法がいいと思います。

く場所がないのであります。どうしても今度の十一日の定例日よりはかになります。ところが御承知の地方財政法、地方税法の一部を改正する法律案、かような非常に複雑なものではどうな法案が出ております。地方自治廳のときものは、本行政委員会の責任においてこれを処理すべきものではないか。そういうわけですか。もこれだけのものは早く切り上げまして、そうして順次はかの重要法案を、できるだけ進めて行きたい。しかしながら何でもこの議会に間に合せようと、むりに考えておりません。できるだけのことをやることは、私どもの議員としての職分であると考えておるわけであります。

129]

されておりまするし、立花委員の言つておられまする公務員側を委員に入れると、いふことに於いては、委員長の御意見もあり、またこの法案は関係方面をしんしやくして見て、どういふことはいつまでやつてみても同じところを歩くだけである、かよう思ひますので、この際私どもとして、何とか立花君の方に御了解が得られれば、同じところを幾度繰返して見ても、たいたいすばりに審議の運延を來すだけだと思ひますので、一應委員長におまかせ願えようにしていただければ、皆さんの御趣旨の点からもいのじやないかと思うのですが、この点いかがでしよう。

○立花委員 非常に御鄭重なお言葉と想うのですが、遺憾ながらその点に關して民主自由党の方々の今までの発言が、地方公務員の立場に御理解がない、あるいは私たちの納得のできない、あるいは御発言でありまして、なぜ地方公務員を入れてはいけないのかといふ、十分な説得力をお持ちにならなかつたうちみがあると思うのです。こういう点で決して論議が盡されたとは言えないと思うので、従つてほかの何かの要素で、この問題がごう早急に片づけられようとしておる、いふうな感信の問題でも、あるいは國鉄の問題でも、公務員の立場を認めて、それの参加を認めているという例がありますのに、特に地方公務員の問題をお省きになる、ということは納得いたしかねますので、本日強行されるとすれば、私たちいたしましては反対の態度を保留

さして、ただくより以外に道はないと思ひます。

○中島委員長 これは先ほど立花君の申されたいわゆる一方的の信用であります。あなたの自治労を借用する、がつちりしたるものであるという見方と、私どもの見方とは違うのであります。それで他の府県会議長の代表者である道府県会議長の連合組織がその代表申された者一人、全国の町村議会の議長がその代表者として推薦した者一人、金議長の連合組織がその代表者として推荐した者一人、こういうふうに六、七、八と修正するわけであります。それから前の「六」の学識経験のある者は九の学識経験のある者とし「一人」を「四人」と修正することをしてかえつて悪い感情を持たれることがあります。おもしろくあります。そこで、この問題はまだよく熟しておりませんが、お互いに協力して、どこまでもそういうものを入れるようにして行くことが私は民主的だと思う。座なことをしてかえつて悪い感情を持たれることがあるようではおもしろくありませんから、眞にこれらの人々が政治の上に力をいたして、そらして信用のあるよう、一日も早くなることを希望するわけです。私はごく靈骨に申し上げます。

○立花委員 その点は意見の相違なんですが、委員長はその実力が自治労にない、とおつしやいまして、私の申すことが主觀的だとおつしやつたのです。が、私は決して主觀で申し上げます。このではありませんので、客觀的に申しまして、國鉄の労働組合あるいは全通の労働組合に遜色のないだけの実力と組織を、実際に持つておるのでございまして、全員の一構成分子として活動しておることは客觀的な事実である。

○門司委員 ただいまの委員長の案であります。たとえばつき谷口君からも申し上げましたように、案の内容の中にはまだ相当意見を加えていただけの意見として何かに交渉される。それが見となつて現われて来ることが考えられます。いわゆる内閣委員会に対する压力としては相当強く感ずると思ひます。

○中島委員長 それではこの自治廳設置法案に対し決定をいたしたいと思います。大体この法案は私が試案として出したのであります。が、本委員会の場合におきましては、私はもう委員長の意見をここにおかりになつて、そうしてわれくはそれに對して意見を述べたということを道府県会議長の連合組織がその代表申された者一人、全国の町村議会の議長がその代表者として推薦した者一人、金議長の連合組織がその代表者として推荐した者一人、こういうふうに六、七、八と修正するわけであります。それから前の「六」の学識経験のある者は九の学識経験のある者とし「一人」を「四人」と修正することをしてかえつて悪い感情を持たれることがあります。おもしろくあります。そこで、この問題はまだよく熟しておりませんが、お互いに協力して、どこまでもそういうものを入れるようにして行くことが私は民主的だと思う。座なことをしてかえつて悪い感情を持たれることがあるようではおもしろくありませんから、眞にこれらの人々が政治の上に力をいたして、そらして信用のあるよう、一日も早くなることを希望するわけです。私はごく靈骨に申し上げます。

○中島委員長 その点は意見の相違なんですが、委員長はその実力が自治労にない、とおつしやいまして、私の申すことが主觀的だとおつしやつたのです。が、私は決して主觀で申し上げます。このではありませんので、客觀的に申しまして、國鉄の労働組合あるいは全通の労働組合に遜色のないだけの実力と組織を、実際に持つておるのでございまして、全員の一構成分子として活動しておることは客觀的な事実である。

○門司委員 ただいまの委員長の案であります。たとえばつき谷口君からも申し上げましたように、案の内容の中にはまだ相当意見を加えていただけの意見として何かに交渉される。それが見となつて現われて来ることが考えられます。いわゆる内閣委員会に対する压力としては相当強く感ずると思ひます。

○立花委員 本日はこれで散会いたします。

○中島委員長 午後四時四十三分散会

[参考照]

〔都合により別冊附録に掲載〕